

社援発0307第7号  
平成29年3月7日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局  
(公 印 省 略)

「運営適正化委員会における福祉サービスに関する苦情解決事業について」  
の一部改正について

運営適正化委員会が行う福祉サービスに関する苦情解決事業については、「運営適正化委員会における福祉サービスに関する苦情解決事業について」（平成12年6月7日付け社援第1354号）に基づき実施しているところであるが、近年、介護保険制度や障害保健福祉制度、社会福祉法人制度等の制度改正が行われ、福祉サービスの提供体制が大きく変化するとともに、これによる福祉サービスの充実に伴い、運営適正化委員会に寄せられる苦情内容が多様化、複雑化してきている。

今般、このような状況を踏まえ、本通知を別添のとおり改正し、平成29年4月1日より適用することとしたので通知する。

各都道府県におかれては、貴管内市区町村及び福祉サービス事業者等に対して周知を図るようご配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添える。

